

独占禁止法違反被疑に係る社内管理体制の強化について

- 社長宣言 -

当社は、国土交通省発注の鋼橋上部工事について独占禁止法違反容疑で起訴され、国土交通省等から指名停止処分を受ける事態となりました。お客様、株主ならびに関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をお掛けしております。

私は、今回の事態を真に重く受け止め、以下に示します社内管理体制の強化策を実行いたします。そして、全役員・全従業員一丸となって、早期の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

私は、独占禁止法等の法令および企業倫理を遵守し、二度と同種の事案を起こさせないことを、ここに宣言いたします。

1. 企業行動憲章を制定し、役員・従業員の行動基準を整備する。
2. 社内通報制度を確立し、違反行為の監視体制を構築する。
3. 企業行動憲章および社内通報制度の周知徹底を目的とした役員・従業員教育を実施する。
4. 独占禁止法に関する社内研修を実施する。
5. 関連法案の社内研修を継続的に実施する。
6. 新たに設置した監査室による内部監査を強化し、コンプライアンスの徹底を図る。

私は上記項目を具現化し、確実に実施していくことにより、皆様から再び信頼を頂戴できますよう全力を尽くしてまいりますので、今後ともご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成 17 年 6 月 29 日

日本橋梁株式会社
代表取締役社長 酒井伸一